

一部構成員限り

参考資料 1

競争ルールの検証に関するWG(第28回) に関する追加質問に対する回答

2022年4月28日
株式会社NTTドコモ

料金値下げの各社決算への影響について

- ✓ 昨年春以降の低料金プランの提供開始が、御社の決算にどのような影響を与えているのか。最新の数値(2021年度第3四半期(2021年12月期))、今年度通期の見通し、さらに来年度以降の見通しをお示しいただきたい。
(佐藤構成員)

回答

構成員限り

最新端末の安値販売について

- ✓ 最新端末の安値販売に関し、ソフトバンクからは、端末ビジネスで収支が成り立つよう設計されているとのご主張があった。御社においては、ソフトバンクと同様に、端末ビジネスで収支が成り立っているのか、ご教示いただきたい。
また、「端末ビジネス」の収支の算定に当たり、次の項目が支出・費用項目に含まれているのか、それとも回線販売など他のセグメントの支出・費用項目に含まれているのかご教示いただきたい。
 - ・ MNP割引(22,000円まで)
 - ・ 機種限定特典(代理店による独自値引分を除く)
 - ・ 端末購入プログラムの利用に係る値引き分(端末購入2年後の残債免除額と下取価格との差額)

(北構成員)

回答

構成員限り

最新端末の安値販売について

- ✓ 最新端末の安値販売に関連し、御社から、転売目的の端末購入を防ぐため、一人1台限りと販売台数を制限しているとの説明がありましたが、具体的に、どのように「一人1台」に限定しているのか。同一人物が、別の日に、又は異なる店舗で同じ端末を単体で購入しようとした場合、どのように防げるのか。

(西村(真)構成員)

回答

構成員限り

最新端末の安値販売について

- ✓ 御社において、最新端末の安値販売を行う台数の決定は、販売店の裁量で行っていることか。それとも電気通信事業者側で管理をしているのか。
(西村(真)構成員)

回答

- 端末については、販売店からの発注に基づき、当社より卸販売していることから、最新端末の安値販売を行う台数の決定は、販売店の裁量で行っており、当社は管理しておりません。

通信方式変更のための特例規定について

- ✓ ソフトバンクが資料P.18で提示している「通信方式変更のための特例規定」に係る課題につき、御社においては、ソフトバンクと同様に課題と考えているか、理由と合わせてご説明いただきたい。(北構成員)

回答

- 当社は、「3G/4G共通プラン」は提供しておりませんが、3Gプラン・4Gプランの別に関わらず、3G停波により一部端末の機能が利用できなくなることは課題であると考えています。
- 具体的には、当社の「4G専用プラン」をVoLTE非対応端末で利用している利用者(以下、「VoLTE非対応端末利用者」)は、音声通信は3G、データ通信は4Gを利用しています。
VoLTE非対応端末利用者は、2026年3月末を予定している3G停波後、音声通信が一切不可となるため、3G停波までに端末の取替が必要となりますが、「通信方式変更のための特例規定」の対象外であるという点が課題であると考えています。
- VoLTE非対応端末利用者は、構成員限り残存しているため、利用者保護の観点から、VoLTE非対応端末利用者が、「通信方式変更のための特例規定」の条件で、VoLTE対応端末を購入可能となるようにしていただきたいと考えます。
- なお、VoLTE非対応端末利用者を「通信方式変更のための特例規定」の対象とするに当たっては、潜脱的な運用を防ぐ観点から、例えば、利用者の利用端末がVoLTE非対応端末であることをマイページの購入履歴等により確認し、システムへ利用端末等の証跡を残す場合に限り対照価格以上の割引を行う、といった対応が考えられます。

新規番号契約におけるMNP転出の増加について

- ✓ 楽天モバイルは資料P.40で、新規番号で契約し、短期解約する場合においてMNP転出が非常に多くを占めているとして、高額端末の過度な値引きがその要因ではないかと推測。
これに関し、御社においても同様に、直近1カ月間につき、新規番号契約及びMNP転入における、短期(1月以内)の解約率及びそのうちMNP転出率をそれぞれ教えていただきたい。
(大橋構成員)

回答

構成員限り

モジュール端末の扱いについて

- ✓ モジュール端末の対応周波数の「必須バンド」「推奨バンド」の指定について、スマートフォンと同一か。仮に違いがあれば具体的にお示し頂きたい。
(相田主査代理)

回答

- 当社ブランドとして発売するモジュール端末は、スマートフォンと同様に、実装を求める当社の周波数帯を、「必須」・「推奨」・「任意」のカテゴリに分けて端末メーカーへ提示いたします。一方で、他社の周波数帯の対応については、端末メーカーの判断に委ねております。
- 他方、メーカーブランドとして販売するモジュール端末の対応周波数帯については、当社は関知しておりません。

モジュール端末の扱いについて

- ✓ 端末の対応周波数を共通化することや、各社端末の対応状況について業界一元的に情報提供を行うことについて、モジュール端末についてはどのように考えるか。
(相田主査代理)

回答

- モジュール端末については、主に決済端末での通信・自動販売機の検量・センサー監視等の用途で、機器に組み込まれており、一般利用者におけるスマートフォンの利用態様とは大きく異なります。
- 加えて、特に法人の利用者が長期間の利用を前提としており、事業者間の乗り換えを前提にしているものではないことから、対応周波数帯の制限が利用者の利便性を損なうものではないと考えます。
- そのため、端末の対応周波数を共通化することや、各社端末の対応状況について業界一元的に情報提供を行うことについて、モジュール端末を対象にする必要はないと考えます。